

平成29年度 公益財団法人四国中央市体育協会臨時職員募集要綱

1. 採用予定人員及び職務内容

主 な 職 務 内 容	採用予定人員
事業の企画・運営や施設運営管理など当協会の業務全般に従事する。	1名

2. 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 普通自動車免許を有し、かつ以下の条件を満たす者。

平成12年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業した者又は平成30年3月末までに卒業見込みの者

- (3) パソコン（ワード・エクセル等）の操作ができる者。
- (4) 次の欠格事由に該当する者は、応募することはできません。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 申込手続

臨時職員採用申込書（写真添付）に必要な事項を記入し、公益財団法人四国中央市体育協会事務局へ提出してください。

4. 受付期間等

平成30年2月1日（木）から2月28日（水）までの執務時間中（火・土・日曜日及び祝日を除き午前8時30分から午後5時15分まで）公益財団法人四国中央市体育協会事務局で受け付けます。

5. 選考の方法

書類審査及び面接

平成30年3月6日（火）9時～予定

（※採用・不採用については、平成30年3月9日までに通知する。）

6. 提出書類

臨時職員採用申込書（写真貼付）

7. 採用

平成30年4月1日付けで公益財団法人四国中央市体育協会臨時職員として採用されることとなりますが、所定の期日までに卒業しなかった場合、採用までに当協会職員採用内定者として不適切若しくは欠格事由に該当する事実が判明した場合には採用されません。

（雇用期間：1年 勤務成績が良好であれば、更新があります。）

8. 賃金等

- (1) 賃金（日給7,160円）

時間外手当、通勤手当、が支給されます。

社会保険、雇用保険、労災保険に加入します。

- (2) 勤務時間

8:30～17:15（早朝・夜間の業務により、一部変則勤務となることがあります。）

(3) 休日、休暇

原則として週休 2 日、及び国民の祝日に関する法律に定める休日（祝日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）。

土・日・祝祭日もシフトにより勤務があります。

年次有給休暇等の休暇制度があります。

(4) その他

マイカー通勤の場合は、駐車料金（月額 1,500 円）が必要です。

9. 問い合わせ先

〒799-0422

四国中央市中之庄町 1665-1

公益財団法人四国中央市体育協会事務局

TEL 0896-28-6071

FAX 0896-28-6105

（問合せ時間：火・土・日曜日及び祝日を除く 8：30～17：15）

ホームページ <http://sports.shikokuchuo.or.jp/>